

**平成21年度  
長野県公共事業再評価について**

平成22年1月  
長野県公共事業評価監視委員会

## 目 次

1 . 本年度の審議対象事業の考え方	・ ・ ・ 1
2 . はじめに	
～ 本委員会の審議会への臨み方（平成20～21年度の総括） ～	～ ・ ・ ・ 1
3 . 再評価事業に関する委員会としての意見	・ ・ ・ 4
( 1 ) 流域下水道事業	: 千曲川流域下水道 下流処理区 (長野市、須坂市、小布施町、高山村)
( 2 ) 流域下水道事業	: 千曲川流域下水道 上流処理区 (長野市、千曲市、坂城町)
( 3 ) 県営かんがい排水事業	: 安曇野地区 (安曇野市)
( 4 ) 県営林道開設事業	: 大島氏乗線 (喬木村)
( 5 ) 道路改築事業	: 国道144号 上野バイパス (上田市)
( 6 ) 道路改築事業	: 国道406号 村山橋 (長野市、須坂市)
( 7 ) 治水ダム建設事業	: (一) 松川 上飯田 (松川ダム) (飯田市)
( 8 ) 街路事業	: 都市計画道路 仲町通線ほか2線 (茅野市)
( 9 ) 県営住宅建替事業	: 君石団地 (塩尻市)
	( 審議順 )
4 . おわりに	・ ・ ・ 14

# 平成 21 年度 長野県公共事業評価監視委員会 意見書

～ ～ 平成 21 年度の再評価対象事業に関する意見 ～ ～

## 1. 本年度の審議対象事業の考え方

今年度、長野県公共事業再評価委員会（以下、「県再評価委員会」という）から、長野県公共事業評価監視委員会（以下、「本委員会という」）に対し意見を求められた事業は 9 件であった。

本委員会の設置要綱には、審議案件は、再評価対象事業から、本委員会が抽出するとされている。そのため本委員会では、すべての案件について説明を聞いたうえで、以下のような理由から、9 つすべての案件を審議対象とすることを決定した（対象事業一覧として表-1 参照）。

- 1) 今年度の審議案件数では、全案件の審議が時間的に十分可能であること。
- 2) 近年、公共事業の「(第三者) 評価のあり方」が国政や地方自治で問われ始めた時勢にあり、特に、費用対効果 (B/C) という指標の効果 (B) について、評価主体が、「どのように評価項目を設定し、分析・判断したか」が重要な論点となってきた。  
本委員会では、昨年度の審議においても「何を、どのように評価するか」から確認を始める委員会運営を遂行してきた。本年度は、再評価として取り上げられた事業の範囲が、企業局以外の 4 事業部署に関係しており、「多くの事業部署と、評価視点や評価手法に関して議論する有効性」が認められたこと。

## 2. はじめに ～ ～ 本委員会の審議への臨み方(平成 20～21 年度の総括) ～ ～

### **(1) 審議のプロセスにおいて、改善を図ってきた事項**

事業採択から完成まで一定の年月を要する公共事業において、行政が計画内容や設計を見直すことは、時代への対応や財政課題などの観点から当然の責務である。長野県においては、事業の再評価制度を平成 10 年度から導入し、「継続」、「計画変更」、「一時休止」、「中止」の事業選別が行われるなど、一定の成果を上げてきた。

しかし、ここ数年、大型公共事業の「継続か中止か」の議論は、当該事業の当事者を越えて国民的に厳しくなり、より第三者的な客観的視点が重要視されるようになったことは否めない。

長野県においては、平成 14 年の『脱ダム宣言』以降、評価項目や審議のあり方について、時代の局面を反映して様々な改善がなされてきた。

本委員会に提示される県の再評価案の「評価シート」の様式も、平成 10 年度に制度が導入されて以来、これまで 2 度改善された経緯があり、現在の評価様式は、平成 15 年度に作成されたものである。

表-2 平成21年度 公共事業再評価対象箇所

分野	事由	事業名	路河川名等	箇所名 (市町村名)	採択 年度	完成 予定 年度	現行計画			再評価案	
							総事業費 (百万円)	H21末事業 進捗率 (%)	H22以降 残事業費 (百万円)	方針	縮減・削減額 (百万円)
下水道	再々評価	流域下水道	千曲川流域下水道	下流処理区 (長野市・須坂市・ 小布施町・高山村)	S60	H30	78,000	73	20,988	計画変更	1,700
	再々評価	流域下水道	千曲川流域下水道	上流処理区 (長野市・千曲市・ 坂城町)	H2	H30	95,000	80	19,172	計画変更	2,500
かんがい 排水	再々評価	県営かんがい排水		安曇野地区 (松本市・安曇野市)	H7	H22	7,650	92	630	(見直して) 継続	50
林道	再々評価	県営林道開設	大島氏乗線	喬木村	H6	H22 (H28)	2,742	68	880	(見直して) 継続	7
道路	再評価	道路改築	(国)144号	上野バイパス (上田市)	H12	H28	9,300	40	5,600	継続	-
	再々評価	道路改築	(国)406号	村山橋 (長野市・須坂市)	H2	H22 (H24)	23,500	98	697	継続	-
河川	再々評価	治水ダム建設 (再開発)	(一)松川	松川ダム (飯田市)	H2	H23 (H28)	16,200	47	8,500	継続	-
街路	再評価	街路	(都)仲町通線外2線	永明 (茅野市)	H12	H23	8,000	68	2,543	計画変更	2,424
住宅	再評価	県営住宅建替		君石団地 (塩尻市)	H12	H21 (H24)	3,132	52	1,513	計画変更	714
再評価箇所 合計 9件			再評価: 3件 再々評価: 6件	合計			243,524	60,523	合計	7,395	

(注)上表の完成予定年度の上段は、現計画における完成予定年度であり、下段( )内は、見直し後の完成予定年度を示す。

### 【平成20年度(昨年度)における本委員会の要請事項】

本委員会は、平成20年度には、『脱ダム』後、新たな河川計画による見直しを進めてきている5つのダム事業に対し、委員会としての判断を示す責任を担った。

そこで先ず、地方分権下で求められる「行政側の透明性高い説明責任」を最重視し、「縮減の発想」とは別に、「県が真に事業を必要とするならば、誠意をもって定量的・定性的な判断材料を提示し、委員会への説明・議論に臨むこと」を審議の大前提とした。

その際、平成15年度に改善された「評価シート」の様式も、既に時代の要請に適合していないと判断し、当該事業が「地域の振興や生業や生活に、真にどれほど寄与できているか」が分かるような資料、特に費用対効果(B/C)の「B(=便益・効果)」の考え方を明確に示すよう要請した。

## 【平成 21 年度(今年度)における 委員会と県との協同ワーク】

昨年度の本委員会の要請が反映され、今年度当初の委員会で県から示された説明資料はかなり分かりやすく改善され、説明する積極姿勢が伺われたことは、本委員会としても大いに評価できた。

しかし、第 1 回委員会では「B(便益・効果)」の内容の確認に終始してしまい、1) 昨年度、審議対象になかった担当課には、改善の意図が伝わりにくかったこと、2) 担当職員が入れ替わった場合、記入が過去の記入方法に縛られてしまうことなど、新たな課題が浮き彫りになった。

改善は容易くできるものではなく、本委員会と県との間で相互に議論を続けることの重要性を新たに認識したところである。

そこで、第 2 回委員会では、県が新たに作成した「様式-0」により、B/Cの詳細な説明とともに、事業の定量的・定性的評価を示せるベースを整えた(表-2 参照)。

さらに第 3 回委員会では、「誰もが、当該事業について客観的に理解できる」ために、既存の「様式-1」(表-3 参照)を改善し、再評価に対する判断根拠の具体的記述、事業背景や地元との関係性の説明などを付加した新たな様式を(表-4 参照)を本委員会として提案した。

## (2) 審議結果(意見書)のとりまとめ方

本年度の審議では、事業ごとに多角的な視点から様々な課題も示されたため、意見書のとりまとめにあたっては、審議中にあった重要な意見(論点)も記載することにした。

なお、意見書の構成としては、事業ごとに「①県案に対する審議結果」、「②事業推進上の多角的な意見」、「③事業評価上の意見」の順に整理する。

表 - 2 B / Cを説明する資料(様式 - 0)

様式 - 0

費用効果分析の基本的な考え方と整備効果

事業	基本的な考え方	検討期間	便益(B)の内訳と算定方法	費用(C)の内訳と算定方法	備考
	【根拠】				
	事業	B / C =	: 億円、 : 億円 【便益合計: 億円】	: 億円、 : 億円 【費用合計: 億円】	
		上記以外の整備 効果・効果事例			

表 - 3 既存説明資料（様式 - 1）  
 ( ) ○ ○ 事業 (市町村名 箇所名)

長野県

様式 - 1

全体計画		事業の進捗状況			
	採択年度		完成予定年度 (当初完成予定年度)		
	全体事業費 (現行計画)		残事業費 (H22以降残)		
	事業進捗率 (H21末見込み)		用地進捗率 (H21末見込み)		
評価対象事業事由					
事業の整備効果・必要性					
費用対効果	保全対象	B / C =			
評価項目	概 要				
歴史的背景	事業導入の経緯				
	当地区における○○事業の実施状況				
	地域の現状				
	○○防止区域指定年月日				
社会的背景	保全対象の経緯				
	周辺開発計画 マスタープラン等				
	他事業との関連				
環境に対する配慮					
地域住民に対する説明責任					
災害(人命)に対する評価	当地区周辺における災害の履歴 交通事故 等				

5

再評価	項目			見直し内容	縮減額
見直し案					
	合計				=
各部公共事業再評価委員会の意見					
長野県公共事業再評価委員会の意見					

表 - 4 「様式 - 1」の新たな提案様式

事業名		事業 国道 号 市 バイパス				当該事業の背景				
全体計画の概要	採択年度		完成予定年度		事業採択時の背景・予定事業規模	年次を記載。当初の事業目的を記載（重要）				
	全体事業費		残事業費							
	事業進捗率		用地進捗率							
評価対象事業事由	再評価（事業採択後、10年間が経過した時点で継続中の事業）					事業経緯	年次を記載。計画変更や事業遅延理由、事業費増大の背景を記載			
部 公共事業再評価委員会 意見										
長野県 公共事業再評価委員会 意見										
再評価案	・継続 ・見直して継続 ・計画変更 ・一時休止 ・中止 「見直して継続」、「計画変更」の場合、その内容を以下に記載					住民要望と その対応	年次を記載。説明の対象、説明回数と参加者人数、合意の度合い			
縮減額										
再評価の 判断根拠	費用対効果	【便益（B）の項目】詳細は様式 - 0 参照 ・ ・ ・ $B / C =$					地域特性の 反映度	（人命への）安全性  災害履歴、事故件数		
	判断根拠	整備の必要性、見直しや変更の理由、休止や中止の理由を記述 裏付けとなる主データ（データの出典を記載）								
						その他	事業推進上の課題、当該事業への理解を得るうえで特筆すべき事項			



### 3. 再評価事業に関する委員会としての意見

#### (1) 流域下水道事業：千曲川流域下水道 下流処理区(長野市・須坂市・小布施町・高山村)

##### 【 県案に対する審議結果】

- ・当該事業は、昭和 60 年に事業採択され、その後 23 年かけて進められてきた事業であり、完成予定年度は平成 30 年度である。これまで幹線管渠や終末処理場の水処理施設及び泥処理設備などの整備を進めており、今回の評価の対象となる施設は、今後整備予定の水処理及びその関連施設と消化タンクと 2 号焼却炉である。
- ・県案では、将来的に流域の人口減が予想されるため、計画処理人口（10,600 人、7%減）、計画汚水量（生活・営業汚水量の約 19%減）、汚水量原単位を見直したことで、水処理施設の 1 系列の整備を取り止めと、消化タンクの規模縮小などにより、事業費としても 17 億円の縮減を図ることが示されている。また、平成 21 年度末には全体の 73%の整備を終える見込みであり、平成 20 年度末における流域の下水道普及率は約 88%となる。
- ・本委員会では、現地調査を通して、周辺地域の環境へも十分に配慮がなされていることが確認できたうえ、整備計画人口の算定の考え方（使用したデータの出典、算出方法等）、環境調査の実態（騒音・振動、臭気、汚泥処理）についても、追加資料や詳細な説明で、十分な理解ができた。
- ・従って、本委員会は、県再評価委員会の案どおり、「計画変更」して事業を進めることが適切と判断する。

##### 【 事業推進上の多角的な意見】

- ・当該施設については、硫化水素等の化学物質の発生を抑制管理することで、施設の腐食や老朽化の進行を遅らせる新しい技術的な工夫がなされており、コストが割高になったとしても、維持管理の点からは重要な方策が採られていると評価できる。  
今後は、進歩していく技術を、特に維持管理の面からどのように効果的に事業に生かすかも必要な視点である。

##### 【 事業評価上の意見】

- ・施設全体としては、いちばん古い部分で整備後 18 年が経過しているため、今後は老朽化による維持管理コストも増大してくると考えられる。施設の改築や更新に関しては、マネジメントされているようだが、当該施設として総合的に「どのように新規に造られ、どのように維持管理がなされているか」、「その結果、トータルにどのような効果を上げているか」を一体的に把握し評価することが重要である。

#### (2) 流域下水道事業：千曲川流域下水道 上流処理区(長野市・千曲市・坂城町)

##### 【 案に対する審議結果】

- ・当該事業は、平成 2 年に事業採択され、その後 18 年かけて進められてきた事業であり、完成予定年度は平成 30 年度である。平成 21 年度末までに、幹線管渠と処理場など全体の 80%の整備が完了す

る見込みであり、平成 20 年度末における流域の下水道普及率は約 71%となる。

今回の評価で対象とする施設は、今後整備予定の水処理及びその関連施設と消化タンクと 2 号焼却炉である。

- ・ 県案では、将来的に流域の人口減が予想されるため、計画処理人口（10,900 人、6%減）、計画汚水量（生活・営業汚水量の約 20%減）、汚水量原単位を見直したことで、水処理施設の 2 系列の整備を取り止めと、消化タンクおよび焼却炉の規模縮小などにより、事業費としても 25 億円の縮減を図ることが示されている。
- ・ 従って、本委員会は、(1) の下流処理区と同様の審議を行ったうえで、県再評価委員会の案どおり、「計画変更」して事業を進めることが適切と判断する。

#### 【 事業推進上の多角的な意見】

- ・ 先述の(1)の下流処理区における事業と比較すると、消化タンクの整備が遅れており、周辺に及ぼす臭いの問題が懸念される。消化タンクは段階を追って整備されていくことになっているが、環境面からも必要な設備であり、できるだけ早期の整備が望まれる。

#### 【 事業評価上の意見】

- ・ (1) の下流処理区と同様。

### **(3) 県営かんがい排水事業：安曇野地区(安曇野市)**

#### 【 県案に対する審議結果】

- ・ 安曇野地域では、中世から近世にかけて「堰」と呼ばれる農業用水路が整備され、昭和 30 年代以降、鉄筋コンクリート三面張水路に改修された。今では、降雨時には排水路としての機能も担っているうえ、安曇野地域特有の景観資源となっている。
- ・ 当該事業は、平成 7 年に、国営の基幹排水事業に併せて県営のかんがい排水事業を導入する形で事業採択された。平成 21 年度末には全体の 92%の事業が終わり、平成 22 年度にはすべての事業が完了する見込みである。今回の評価は、最後に残す整備区間の事業の妥当性についてである。
- ・ 審議では、「来年度には完了する事業を、今さら止められない」との意見が少なくなかった。さらに、残す区間には A-1 区間、A-2 区間、A-3 区間、B 区間があるが、A-2 区間だけを『嵩上げ』する根拠についても、来年度の区間の詳細設計が仕上がるのが今年度末ということもあり、委員会としては適切に評価し切れていない。
- ・ 従って、本委員会は、改修工法を見直し、経費を 5,000 万円削減して事業を行う「見直して継続」とする県再評価委員会の案を受け入れたが、今年度末に詳細設計が出来た時点で、「嵩上げの妥当性についてきちんと根拠を提示」し、安全性やコストの面からも再度検討することを意見として附したい。

#### 【 事業推進上の多角的な意見】

特段なし

#### 【 事業評価上の意見】

- ・安曇野地域では、住民の手で拾ヶ堰と環境を守り育てようという機運が高く、個人会員で 500 円、賛助会員で 10,000 円の年会費を集め、「拾ヶ堰応援隊」が日常的な活動をしていることは、高く評価すべきことである。現地調査でも、地域の景観が大切に守られ、拾ヶ堰が子どもの学習の場として利用されるといった、安曇野地域ならではの取り組みが確認できた。  
今後、公共事業を評価するうえで、「住民の関わり」は重要な視点である。当該事業は、造る時だけに陳情や意見をする住民から、造られた後には維持管理や環境保全や学習の場づくりに参加する住民へと変わっていく必要性を提示した好事例といえる。

#### **(4) 県営林道開設事業：大島氏乗線(喬木村)**

#### 【 県案に対する審議結果】

- ・当該事業は、かつては行き来のあった大島と氏乗の 2 集落から、喬木村に地区間連絡道路整備の陳情が行われ、さらに村から県に林道開設の要望があったことを受け、平成 6 年に事業採択された。当該道路周辺の森林は、民有林が 67%、国有林と官行造林が 33%を占めており、民有林の所有形態の内訳も財産区が 44%、団体が 44%である。個人の所有が少ないことから、用地買収の必要性はなく、事業進捗率は 68%である。
- ・現地調査と資料説明から、1) 当該道路周辺の森林の質がとても良好なこと（天然林が 48%。人工林の主な樹種はカラマツとヒノキ）、2) 間伐作業が計画的に実施されてきた地域であること、3) 当地域は、マツタケの発生適地に恵まれており、ブルーベリーと共に特産品として出荷が盛んに行われ、地域をあげて観光農園等に取り組んでいること、4) 将来的には、三遠南信自動車道と接続し、集客効果の期待が大きいこと、5) 災害時の迂回路としての機能を併せ持つことなど、整備の必要性が確認された。
- ・また、林道の開設に伴って出される土砂の処理についても、活用が可能なものは盛土に使い、土捨て場の確保についても考慮されていることが確認できた。
- ・従って、本委員会は、工法の見直しにより 700 万円の予算縮減を図り「見直して継続」とする県再評価委員会の案どおり進めることが適切と判断する。

#### 【 事業推進上の多角的な意見】

- ・当該道路を一般車両が利用する交通量としては、あまり多くないことから、一般交通便益は高くない道路とも判断できる。また、三遠南信自動車道が整備されたからといって、中京方面からの集客が増加する保証はない。  
しかし、両集落の高齢化が 40%を上回る中で、自治体も(高齢の)住民も努力して生産&観光などの地場産業を創出していることは、かなり高く評価できることである。既に頑張っている地域振興を後押しする意味でも、当該事業の意義は大きいだろう。
- ・むしろ、二集落での高齢化が進行していることから、当該事業の整備が数年遅延するだけで生産活動の存続にも悪影響を及ぼす(＝事業が完了した時には地域振興を支える人材が減少しているなどの)可能性が大きい。こうした地域で森林の総合的な利用便益を図るためには、生産基盤を支える真のインフラとして事業の早期実現を図ることが望まれる。

## 【 事業評価上の意見】

特段なし

### **(5) 道路改築事業：国道144号 上野バイパス(上田市)**

#### 【 県案に対する審議結果】

- ・当該事業は国の補助事業であり、事業採択後9年が経過し、7年後の平成28年度を完成予定年度としている。しかし、平成21年度末時点の用地進捗率は56%、事業進捗率は40%に止まる見込みで、27年度の完了に向け、事業全体が円滑に進んでいるとは言い難い。
- ・事業の総延長は2,290mであり、現在は1期区間(住吉北交差点から上野交差点までの590m)で供用開始されている。今回の評価の対象となるのは、2期区間(上野交差点から伊勢山交差点までの1,000m)と3期区間(伊勢山交差点から下原交差点までの700m)であり、再評価案としては「継続」であり、「4車線化のところ、事業効果を早期に発現するため、先行して暫定2車線として段階的に整備する」との説明であった。
- ・1) 上田市街地と旧真田町とを結ぶ唯一の幹線道路であること、2) 時間帯によっては大型車と生活者の交通の混在があること、3) 将来交通量が14,700台と多いこと(道路構造令では4車線の交通量)、4) 群馬県の高原野菜産地から中京方面への物流ルートであることなど、委員会でも、県を越える国道としての道路改築の必要性は認められたものの、残事業すべての区間の4車線改築が必要か論点となった。
- ・審議の結果、本委員会としては、以下のとおり意見を附したうえで、県再評価委員会の案どおり「継続」とすることが適切と判断する。
  - 1) 交通量推計のデータを確認した結果、将来的に現道の交通量が大きく変わるため、当該事業は周辺部の住民に対する環境改善の効果があることは確認できた。ただし、事業の規模や進め方については、以下に示す区間ごとの対応が望まれる。
  - 2) まず2期区間については、暫定2車線として先行整備し、4車線化については、交通量や産業交通の実態から、その必要性を再検討し判断する。
  - 3) 次に3期区間については、原案では、里山を切るかトンネルを掘るなどの大工事が必要となり、コストがかかることなどの問題がある。そのため、2期区間の終点に当たる伊勢山交差点で一端、現道と接合させることから、現道拡幅や大土工を避けるルート変更を含め、地元協議のうえ計画内容の見直しが必要であると判断する。

#### 【 事業推進上の多角的な意見】

- ・当該道路は、交通が集中する時間帯があっても、「常に交通量が多い」といえる道路ではない。県では、2期区間の暫定2車線整備 ⇒ 3期区間の暫定2車線整備 ⇒ 全線4車線化との事業工程を示しているが、これらの整備を進めながら、真に4車線化が必要かを見極め、4車線化を再検討する時点で再評価委員会や評価監視委員会でも再審議したほうが良い。工事費で見るならば、2期区間で「4車線から暫定2車線とする」ことで、3億円の経費削減となっていることも重要な評価点である。

- ・ただし、2期区間では、4車線化の場合と暫定2車線の場合の用地取得のコストは1億数千万円であり、今後の用地取得の困難、取得費の高騰などを勘案すると、用地買収は、4車線化を前提に行っておくほうが望ましい。

【 事業評価上の意見】

特段なし

**(6) 道路改築事業：国道406号 村山橋(長野市・須坂市)**

【 県案に対する審議結果】

- ・当該事業は、国道406号に属する区間であり、国道18号から村山橋を含む2km区間の慢性的な渋滞の解消と、多発する交通事故を防止するための道路改築の一環として実施されてきた。新しい橋梁の架け替えと前後の取付道路を含めた4車線化、さらに立体交差化による踏切除去を一体的に行う事業である。

平成20年度末までに、新橋と取付区間の整備を終えており、交通渋滞の解消や歩行者の安全性の確保はできている。事業進捗は平成21年度末で98%まで進み、残事業(2%)は、旧橋の撤去(平成22～24年度)と付替道路関連工事(平成22年度終了)である。

- ・現地調査や資料説明により、98%の事業が完了し、交通の安全性や円滑性が向上したことは確認できた。
- ・従って、本委員会では、県再評価委員会の案どおり「継続」とすることが適切と判断する。

【 事業推進上の多角的な意見】

- ・大正15年に架設された旧橋(村山橋)は、全国でも珍しい鉄道との併用橋であり、トラス構造は建築物的にも価値の高いものである。県としては当初、親柱を須坂市側の公園的な場所にモニュメント的に残す、また当時の設計図書や記録を保存するなどの対応を考えていたが、地元の要請を受け、平成22年には、関係事業者や地元行政・住民、学識経験者等から構成される「旧村山橋保存会議」(仮称)を立ち上げる事となった点は大いに評価すべきである。  
地域の貴重な歴史・文化保存の立場から地域と共に考え、保存主体やコスト面等の課題も含め、村山橋の撤去後の最善の対応策を望みたい。

【 事業評価上の意見】

特段なし

**(7) 治水ダム建設事業：(-)松川 上飯田(松川ダム)(飯田市)**

【 県案に対する審議結果】

- ・昭和50年に完成した松川ダムの貯水池には、(台風等の影響で)荒廃した上流域の土砂が大量に流れ込み、平成2年までに計画堆積量(200万 $m^3$ )を上回る215万 $m^3$ の土砂が堆積した。当該事業は、貯水池に溜まった土砂を掘削するとともに、洪水バイパス施設を新たに整備し、ダムに流入する土砂の軽減を図ろうという再開発事業である。

事業としては、平成2年度に事業採択されてから19年が経過しており、当初の計画では平成23年度に完成予定だったが、今現在、事業進捗率が47%であり、完成予定が平成28年度に延長されることになっている。

- ・そもそも、松川流域でダムの治水(洪水調節)機能がどれほど効果を上げているかであるが、年間、予備放流を6~7回も実施していることを考えると、松川ダムの治水機能の回復は重要である。ただ、現在事業は、バイパストンネル、トラップ堰の施設工事が終わっており、残事業85億円のうちの大部分は、堆砂土掘削のための経費が占めている。松川ダムが円滑に機能するには、予備放流の解消(100万m<sup>3</sup>の容量確保)に伴う最低限の堆砂土の掘削は必要である。しかしながら、それ以外の貯水池機能の回復に伴う堆砂土の掘削作業については、利水の点からも、一気に進めるほどの緊急性が高いとは言えない。そのため、後者の掘削については、現場で堆積する土砂の状況を把握しながら適宜、適切な判断をすることのほうが妥当と考えられる。
- ・従って、本委員会は、県再評価委員会の案である「継続」は適切と認めながらも、残事業53%の進め方については、「ダム貯水池の運用状況と堆積土の状況から緊急性を判断したうえで、コスト縮減も含めて柔軟に事業を実施」することを提案したい。

#### 【事業推進上の多角的な意見】

特段なし

#### 【事業評価上の意見】

- ・当該事業の実施に当たっては、様々な環境への影響調査が実施されているが、環境は時系列的にモニタリングすることが大切である。事業前、事業中、さらには平成27年度の稼働後の調査結果の公表も重要である。
- ・多角的な環境調査の蓄積を有効に活用するため、川の構造(外淵、中洲など)の堆積物が何か、どのような形状に土砂が堆積されていたかなどを分析しておく、生物相や生態系にも有益なデータとできる。

### **(8) 街路事業：都市計画道路・仲町通線ほか2線 永明(茅野市)**

#### 【県案に対する審議結果】

- ・当該事業で対象とするのは、仲町通線、上川橋線、大年線である。これらの街路は、茅野駅の東口・西口を連結する機能とともに、国道20号や中央自動車道諏訪ICから茅野駅周辺を中心市街地を結ぶ道路としても位置づけられており、茅野市の東口及び西口土地区画整理事業と一体的に進められてきた。また当該事業は、採択後9年が経過しており、用地買収は100%終えているのに対し、平成21年度末の事業進捗率は68%に止まる。現地調査からは、茅野駅周辺の商店街として衰退の現状や、幅員が狭小なわりに交通量が多いうえ、歩道が無いことなど、街としての安全性や快適性の面からも事業推進の必要性は確認できた。
- ・今回の評価案は、「JRとの交差部の整備の取り止め」(削減額24億円)と仲町通線の歩道材料見直し(削減額2400万円)による「計画変更」である。そのうちJRとの交差部工事については、「歩行者の安全性の観点からは事業は必要だが、工事が長期化するうえ費用が高額であること」、さらに「優先順位を考慮した場合、上川橋線など国道20号までの整備の緊急性が高いこと」との説明

があった。

J R 交差点の工事の見直しには、「一時休止」の意味があり、歩行者の安全性の観点から再検討していくことが確認できた。

- ・従って、本委員会は、県再評価委員会の案どおり「計画変更」することが適切と判断する。

#### 【 事業推進上の多角的な意見】

- ・J R との立体交差としては他に 3 箇所確保している（＝東側と西側とつなぐルートとして、一定の安全性は確保できている）との説明はあったが、当初の計画に比べて歩行者の安全性に問題を残すことにはなる。茅野市の内諾は得たとのことであるが、周辺に小学校や中学校が立地しているため、学校など地元への説明と合意も丁寧に行うことが望まれる。

#### 【 事業評価上の意見】

- ・J R 交差点における歩行者の安全性の課題は残すことにもなるが、まちづくりの現状や事業全体から考え、限られた費用の中で優先順位を考えて総合的に事業の順位（進め方）を見直した点は評価したい。
- ・そもそも街路事業には、円滑な交通を確保する目的のほか、歩道空間の整備や植樹帯等の設置により安全で快適な都市環境を創出したり、あるいは電線類の地中化等で良好な沿道環境を創出したりと様々な事業効果が期待される。一方、道路を拓げることにより、伝統的な町並みや雰囲気が失われるなどのマイナス面もあり、決して費用対効果の数字だけでは評価しきれない側面がある。市の区画整理とも一体的に進めているということだが、当該事業については、まちづくりの面からのプラス・マイナスは今後も見定めていくべきだろう。

### **(9) 県営住宅建替事業：君石団地(塩尻市)**

#### 【 県案に対する審議結果】

- ・当該事業は、昭和 39 年～47 年に建設された県営住宅の建替事業である。耐用年数を経過したこと、40 m<sup>2</sup>の狭小住戸が多いことなどから平成 12 年に事業採択され、9 年が経過している。建替事業計画当初は、旧住宅 164 戸を除却し、鉄筋コンクリート造 3～4 階建て、4 棟 150 戸を計画していたが、2 棟の整備が終り、旧住民の移転が完了した現時点で、新県営住宅への移転待ち入居者がいないことが確認されている。
- ・また、いちばん懸念される点、即ち、残事業 2 棟のうち 1 棟を市営住宅として移転する（＝1 棟を県営住宅として整備することを取り止める）という点についても、塩尻市との合意が得られていることが確認できた。
- ・従って、本委員会は、当該事業については県再評価委員会の案どおり「計画変更」とし、県事業として残す 1 棟について着実に事業を進めることが適切と判断する。

#### 【 事業推進上の多角的な意見】

- ・公営住宅は交通利便性にも配慮して建てられるものであるが、当該住宅地は郊外に位置し、最寄り駅から約 2km 離れている。現在では、市営バスが 4～5 本/日しか通っておらず、買物や通院など、居住者の生活の質が確保されているかが疑問である。そのため、単に住宅を新しく建替えたという話ではなく、市営バスの本数を増やすなど、高齢者の

足となる生活交通として最低限の利便性を確保なども一体的に考えていくことが重要である。

- ・今後、住宅整備後に新しい交通システムを見直す必要性が生じるのであれば、新しい用地を取得する際に、コスト面や用地確保のしやすさの面だけでなく、住民の各種施設へのアクセス性に配慮した「整備する場所の選定のあり方」にも、もう一工夫する余地があるだろう。
- ・また、長野県では、県営住宅整備において県産材の活用が重要視されており、整備の際には“割高”であっても木材を積極的に使用する施策がとられてきたことは評価できる。しかし、1) そもそも官民あるいは集合か戸建てかにかかわらず、木材を建材として活用することへの需要量が少ないこと、2) 木材はコスト高につくことなどから、公営住宅で木材利用するだけでは、林産業の市場の拡大につながらない現状については、広く日本社会で考えていく課題だろう。

#### 【 事業評価上の意見】

特段なし

## 4. おわりに

- ・この意見書の提出をもって、本委員会は2年間の任期を終える。  
1年目は、県と本委員会との間で審議を終わらせることなく、「県民に代わって、県民の目線から、きめ細かく評価を行える委員会となること」を模索した。そのなかで、本委員会メンバーが、土木、まちづくり、地域経済、農業、景観、環境、地方自治、財政など、多分野から構成され、多角的に公共事業の是非を審議できた意義は大きかった。
- ・2年目に当たる今年度は、1) 昨年度から課題となっていたB/CのB（便益や効果の考え方）について、2) 公共事業を評価するに当たり重要と考えられる今日的な論点について、新たな「様式-0」の作成と「様式-1」の技術的改善の提案を行った。  
県から「様式-0」が提示された結果、「Bとは何か」が明確になり、「評価」の考え方や方法に関する議論から、本来の技術的あるいは政策的見地からの審議を円滑に進めることができた。  
来年度から県においては、これらの様式を有効活用して、よりきめ細やかな内容をもって説明責任が果されることを望むとともに、県と本委員会との間で、地方分権下に相応しい闊達な議論や意見・情報交換が行われることに期待したい。
- ・なお、本委員会の任期が終わるのに当たり、以下の点を課題として指摘したい。  
それは、本委員会の議論が委員会内で収束し、県民の意識にまで行き届かなかったということである。「どういう事業が、どのくらいの予算で、どのように実施されていくか」など基本的な情報が県民に伝わるには、特に地方メディアの役割が大切であろうが、これほど専門的な審議をメディアにどう伝えるかなど、まだまだ県民と地域政治・行政をつなぐ社会的システムは確立されていない。今後は、政治・行政、委員会、メディア、県民などみんなが、長野県の発展に向けてそれぞれの「責任」の中で考え議論し、地域にとって「真に大切な公共事業」を築き、地域とともにその“資源性”を育てていただくことを願いたい。

以 上